

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成12年8月10日

株式会社国民銀行

## I. はじめに

当行は、平成11年4月11日、預金等の払戻しを停止するおそれがあると判断し、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」と言う）」第68条第1項に基づき、金融再生委員会にその旨の申し出を行い、同日、同法第8条第1項に基づき、同委員会より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就職後遅滞なく、当行がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融再生委員会に報告しなければならないと定めております。調査作業については、金融整理管財人のもと直ちに開始し、平成11年6月に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った、当行の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## Ⅱ. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 第1 はじめに

国民銀行の金融整理管財人は、当行の旧経営陣、すなわち、取締役若しくは監査役又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが職務とされていることから（金融再生法第18条）、就任後直ちに、預金保険機構から派遣された実務精通者を中心に構成した内部調査事務局を設置し、精力的に調査を行いました。

この内部調査事務局の調査結果を踏まえ、また、民事責任追及については訴訟代理人である弁護士5名の補助を受け、慎重に検討を重ねた結果、以下に述べる責任追及に必要な措置を講じました。

### 第2 刑事責任追及について

金融整理管財人は、内部調査事務局の報告を受け検討し、平成11年11月29日、小此木幸雄前頭取ら2名を商法の特別背任罪により東京地方検察庁及び警視庁に告訴しました。告訴事実は、平成9年7月31日から平成10年6月1日までの間、前後20回にわたり、カラオケ店舗の営業を営むカミパレス(株)に対して合計90億5100万円を融資した案件に関し、同社及び自己らの利益を図る目的で、その任務に背き、十分な担保を徴せず、貸付金の回収を確保するための万全の措置を講ずることなく貸し付け、当行に同額の損害を加えたというものです。

なお、東京地方検察庁は、平成11年12月20日、前記2名を前記告訴事実につき特別背任罪により起訴し、現在東京地方裁判所で公判係属中です。

### 第3 民事責任追及について

#### 1 国際販売(株)外3件の貸出先に対する融資（事件番号 平成11年(ワ)第28661号）

金融整理管財人は、内部調査事務局及び弁護士の報告を受け検討し、平成11年12月22日、佐藤陽一元頭取、小此木幸雄前頭取ら11名の旧経営陣に対し、以下の4件の融資案件につき、総額10億4000万円の損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

#### ア 国際販売(株)案件

平成4年2月6日に実行された13億円の融資案件

損害額 13億円

訴 額 4億円

提訴対象者 佐藤元頭取、小此木前頭取ら5名

#### イ (株)トーコー案件

平成4年12月24日から平成5年1月29日までの間、前後3回にわたり実行された合計13億7000万円の融資案件

損害額 11億7747万9809円

訴 額 3億円

提訴対象者 小此木前頭取ら6名

ウ (有)陶陶商事案件

平成6年12月14日に実行された2億5900万円の融資案件

損害額 2億3622万円

訴 額 2億円

提訴対象者 小此木前頭取ら5名

エ (株)トーコーアド案件

平成9年6月10日及び同年7月30日に実行された合計1億7000万円の融資案件

損害額 1億6426万円

訴 額 1億4000万円

提訴対象者 小此木前頭取ら5名

2 カミパレス(株)に対する融資 (事件番号 平成12年(ワ)第14022号)

同様に、平成12年7月10日、小此木前頭取ら5名の旧経営陣に対し、上記第2記載のカミパレス(株)に対する融資案件について、総額10億円の損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

3 これらは、いずれの融資も貸付先企業の返済計画、返済能力、保全面等に問題があり、関与した旧経営陣の取締役としての注意義務を欠いた杜撰な貸付けであって、商法第266条第1項第5号による損害賠償責任を免れないものと判断し、提訴に及んだものです。

なお、いずれも現在東京地方裁判所で審理中であり、営業譲渡時に、損害賠償請求権を整理回収機構に譲渡し、その後、同機構が訴訟を承継する予定です。

4 保全処分

金融整理管財人は、内部調査事務局が行った被告らの資産調査に基づき、前記損害賠償請求権を保全するため、被告である佐藤元頭取、小此木前頭取ら11名がそれぞれ所有する不動産に対し、2回にわたり仮差押命令の申立を行い、平成12年1月28日及び同年2月23日、東京地方裁判所から仮差押決定を得ました。

以 上